

広島県告示第八百十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| | | | | | |
|------------|------------------------------------|---------------------|---------|-----------------------|--|
| 所在地 | 広島県広島市安佐北区安佐町大字飯室及び同市安佐北区安佐町大字久地地内 | | | | |
| 土砂災害警戒区域 | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 | 区域の表示及び法 | 区域の表示及び法 |
| | 布六四二九 （二八三一 一） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 布六四二九 （二八三一 一） | 区域の表示及び法 第九條第二項に規 定する土砂災害警 戒区域等における 土砂災害防止対策 の推進に関する法 律施行令（平成十 三年政令第八十四 号）で定める事項 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 | 区域の表示及び法 | 区域の表示及び法 |
| | 飯室上島（五 八七八―二） | 急傾斜地の崩壊 | 次の図のとおり | 飯室上島（五 八七八―二） | 区域の表示及び法 第九條第二項に規 定する土砂災害警 戒区域等における 土砂災害防止対策 の推進に関する法 律施行令（平成十 三年政令第八十四 号）で定める事項 |
| 土砂災害警戒区域 | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 | 区域の表示及び法 | 区域の表示及び法 |
| | 吉山川支川 （五一二六 隣a） | 土石流 | 次の図のとおり | 吉山川支川 （五一二六 隣a） | 区域の表示及び法 第九條第二項に規 定する土砂災害警 戒区域等における 土砂災害防止対策 の推進に関する法 律施行令（平成十 三年政令第八十四 号）で定める事項 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 区域の名称 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 区域の表示 | 区域の表示及び法 | 区域の表示及び法 |
| | 吉山川支川 （五一二六 隣a） | 土石流 | 次の図のとおり | 吉山川支川 （五一二六 隣a） | 区域の表示及び法 第九條第二項に規 定する土砂災害警 戒区域等における 土砂災害防止対策 の推進に関する法 律施行令（平成十 三年政令第八十四 号）で定める事項 |

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。